

質 問 者 阿 部 律 子

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
2 被災者の医療・介護の 免除継続を	東日本大震災で、著しい被害を受けた人たちの一部負担金免除については9月30日までとなっています。しかし、いまだに生活・生業を再建できる展望が見えず、雇用情勢も依然として厳しいことから、免除期間の更なる延長を求める声が大きくなっています。
	県内では、県と7市15町村の議会が意見書を採択（7/28現在）しており、被災住民の願いとなっています。
	7月31日、県は市町村の国保担当者の会議を招集し、国の負担による免除継続を求めているところですが、国が免除措置を打ち切る場合は、保険者（市町村）の負担になる医療費一部負担金の免除部分の2割を、県の調整交付金で対応するとの考えを明らかにしました。
	そこで次の点について伺います。
	（1）本町としても国への働きかけを強めるべきではないですか。
	（2）本町として、免除を継続するよう検討された
	い。
	（3）後期高齢者医療の免除継続を働きかけるべき

質問者 阿部 律子

[illegible]